

個人情報保護取扱いに関する特記事項

受託事業者（以下「乙」という。）は「個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱」の趣旨及び関係法令等のほか、以下に記載する事項を遵守する。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識しこの契約を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第2条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要最小限の範囲で適法かつ公正に収集しなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第3条 乙は、奈良県広域水道企業団五條事務所（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をこの契約による事務の目的以外の目的に利用し又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏洩、滅失及びき損の防止）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（情報資産の返還、廃棄）

第5条 乙は、この契約による事務が終了し又は解約されたときは、この契約による事務を行うために甲から提供を受け又は乙（乙の再委託先含む。）が自ら収集し若しくは作成した個人情報等を記録した電磁媒体等（紙媒体含む。）を速やかに甲に返還し、又はいかなる方法によっても復元又は解読ができないように消去等を行うなど漏洩をきたさない方法で、速やかにかつ確実に廃棄しなければならない。なお、廃棄にあたっては当該作業記録を甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第8条 乙は、個人情報保護のための管理責任者を置くとともに、その事務に従事している者に対して、在職中はこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし又はこの契約による事務以外の目的に使用してはならないこと、及び退職後においても在職中に知り得た個人情報を他人に漏らし又は使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(作業実施場所)

第9条 乙が作業を行うにあたっては、甲の指定した作業実施場所で行うものとする。当該作業実施場所の使用条件等の詳細は、甲乙別途協議のうえ取り決めるものとする。乙は、上記の取り決めの内容を本件作業に従事する乙の技術者（乙の再委託先の技術者を含む。）に遵守させるものとする。

(データの外部持ち出し及び受け渡し)

第10条 乙は、この契約による事務を行うために甲が保有する個人情報等を含むデータ（以下「データ」という。）を、甲の事務所から持ち出して作業することが合理的に必要と認められる場合、又はこの契約が甲からのデータの提供を受けて作業することを前提としたものである場合は、前条の規定に関わらず「データの庁外作業承認申請書」を甲に提出のうえ、事前にデータの取り扱いについて承認を得ることにより、甲の事務所外においても作業を実施できるものとする。

2 前項の規定によりデータを庁外へ搬出する場合は甲の事務所で乙の社員に直接手渡すものとし、当該乙の社員は受取ったデータを安全確実な方法で他所に立ち寄ることなく、乙の事務所へ自ら搬送しなければならない。

3 前項の規定は、乙が甲の事務所から搬出したデータを甲に返却する場合又は搬出したデータを元に作成した成果物（以下「成果物」という。）を甲へ搬入する場合に準用するものとする。

4 乙は、甲の事務所外で作業を行う場合は当該作業従事者以外の者からデータを保護しなければならない。

5 乙は、甲から搬出したデータ及び成果物を外部漏えい、目的外不正使用、改ざ

ん、盗難、紛失等の事故、事件のないよう厳重に管理し契約に伴う作業を実施しなければならない。

(安全管理措置)

第11条 乙は、この契約を履行するにあたり個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この個人情報保護等に関する特約条項に違反する事項が生じ又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しその指示に従うものとする。

(検査、監査)

第13条 乙は、この契約を履行するに必要な安全管理措置を講じていることを明らかにするため、また事故が発生した場合に当該事故発生原因の解明と再発防止のため、甲の検査、監査に応じなければならない。

(損害賠償について)

第14条 乙又は乙の再委託先の責に帰すべき事由により、この特約条項に定める事項等に違反して個人情報等を漏洩し、甲が損害を被った場合は、乙は甲に対し損害賠償責任を負うものとし、当該損害を賠償するものとする。また、賠償額は本契約の請負代金の範囲に限定しないものとする。

2 本契約と本特約条項の定めとが抵触する場合は、本特約条項が優先するものとする。